

専決処分について（令和 5 年度日立市一般会計補正予算
（第 8 号））

令和 5 年度日立市一般会計補正予算（第 8 号）について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものとする。

令和 6 年 3 月 6 日提出

日立市長 小川 春 樹

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 2 月 9 日

日立市長 小 川 春 樹

令和 5 年度 日立市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 5 年度 日立市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 455,380 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 85,123,526 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
15. 国庫支出金	
	2. 国庫補助金
19. 繰入金	
	1. 基金繰入金
歳入	合計

歳出

款	項
3. 民生費	
	1. 社会福祉費
歳出	合計

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計
16,022,558	454,380	16,476,938
5,959,262	454,380	6,413,642
10,853,000	1,000	10,854,000
10,853,000	1,000	10,854,000
84,668,146	455,380	85,123,526

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計
30,679,690	455,380	31,135,070
13,577,860	455,380	14,033,240
84,668,146	455,380	85,123,526

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項
3. 民生費	1. 社会福祉費

(単位 千円)

事業名	金額
物価高騰対応重点給付金給付事業	449,550